

令和4年5月

お客さま各位

かながわ信用金庫

「相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料」の新設について

いつもかながわ信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

この度、当金庫では、相続財産管理人、破産管財人等が手続きのために開設する管理用口座について、口座開設手数料を新設させていただきます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手数料新設日

令和4年6月1日（水）

2. 新設する手数料

(税込)

相続・破産手続きにおける管理用口座開設手数料	3,300円
------------------------	--------

以上